

第 6604 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 1月20日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 社宅の家賃

**Q** : 役員と社員では課税上問題にならない社宅家賃の計算方法が違うようですが、どのようになっているのですか？

**A** : 次のようになっています。

### 【解説】

税務上問題にならない社宅家賃の計算方法は、役員と社員で違い、次のように定められています。

#### ① 役員の場合

賃貸料相当額(月額)={その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×12%(木造家屋以外の家屋は10%) + その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%} ÷ 12

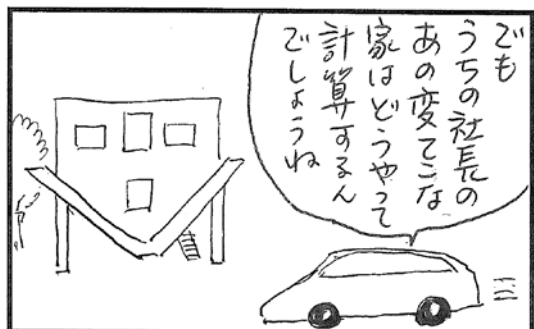
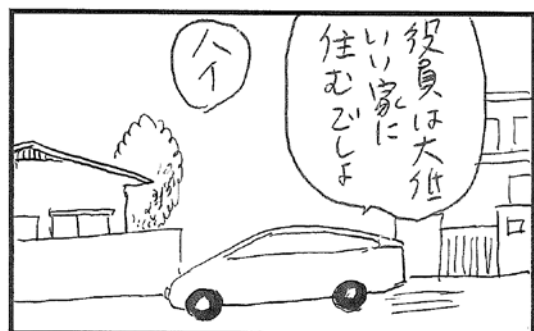
※1 借上げ住宅の場合は、会社が支払う賃料の50%相当額とどちらか多い金額を徴収する必要があります。

※2 小規模な住宅(耐用年数30年以下の建物は床面積が132㎡以下、30年超は99㎡以下)については使用人と同様の算式で求めた賃料を、そして、社会通念上一般に貸与されている住宅と認められないいわゆる豪華な住宅である場合は、通常支払うべき賃料を徴収する必要があります。

#### ② 社員の場合

賃貸料相当額(月額)=その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×0.2% + 12円×その家屋の床面積÷3.3㎡ + その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

※上記算式で求めた賃料相当額の50%以上を徴収していれば課税上問題ありません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】